

報告第8号

処分事件報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記の事件を処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

記

筑西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

（令和8年3月31日処分）

令和8年6月3日提出

筑西市長 設 楽 詠美子



専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記の事項を別紙のとおり専決処分する。

記

筑西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

（令和8年3月31日公布）

令和8年3月31日

筑西市長 設 楽 詠美子

筑西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月31日

筑西市長 設 楽 詠美子

筑西市条例第17号

筑西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

筑西市国民健康保険税条例（平成17年条例第75号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「66万円」を「67万円」に改め、同条第5項に次のただし書を加える。

ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

第23条第1項各号列記以外の部分中「66万円」を「67万円」に、「エに掲げる額を減額して得た額」を「エ及びオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）」に改め、同項第2号中「30万5千円」を「31万円」に改め、同項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「課する所得割額及び被保険者均等割額」を「課する所得割額、被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額」に、「被保険者均等割額」は、当該所得割額及び被保険者均等割額」を「被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額」は、当該所得割額、被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額」に改め、同項に次の1号を加える。

- (9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の4の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第23条に次の1項を加える。

- 4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割

額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

別表第2中

エ 国民健康保険の被保険者に 係る子ども・子育て支援納付 金課税額の被保険者均等割額	被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を 除く。）1人について 1,190円	を
--	---	---

エ 国民健康保険の被保険者に 係る子ども・子育て支援納付 金課税額の被保険者均等割額	被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を 除く。）1人について 1,190円	に、
オ 国民健康保険の被保険者に 係る子ども・子育て支援納付 金課税額の18歳以上被保険 者均等割額	18歳以上被保険者（第1条第2項に規定す る世帯主を除く。）1人について 70円	に、

エ 国民健康保険の被保険者に 係る子ども・子育て支援納付 金課税額の被保険者均等割額	被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を 除く。）1人について 850円	を
--	---	---

エ 国民健康保険の被保険者に 係る子ども・子育て支援納付 金課税額の被保険者均等割額	被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を 除く。）1人について 850円	に、
オ 国民健康保険の被保険者に 係る子ども・子育て支援納付 金課税額の18歳以上被保険 者均等割額	18歳以上被保険者（第1条第2項に規定す る世帯主を除く。）1人について 50円	に、

エ 国民健康保険の被保険者に 係る子ども・子育て支援納付 金課税額の被保険者均等割額	被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を 除く。）1人について 340円	を
--	---	---

エ 国民健康保険の被保険者に 係る子ども・子育て支援納付 金課税額の被保険者均等割額	被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を 除く。）1人について 340円
オ 国民健康保険の被保険者に 係る子ども・子育て支援納付 金課税額の18歳以上被保険 者均等割額	18歳以上被保険者（第1条第2項に規定す る世帯主を除く。）1人について 20円

に

」

改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の筑西市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。